

「Biz メール&ウェブ エコノミー ドメイン提供サービス」利用規約

第1章 総則

(本規約の目的)

第1条 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下「当社」といいます。)は、この「Biz メール&ウェブ エコノミー ドメイン提供サービス」利用規約(料金表を含みます。以下「本規約」といいます。)を定め、Biz メール&ウェブ エコノミー ドメイン提供サービス(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

2 Biz メール&ウェブ エコノミー ドメイン提供サービス契約者(以下「契約者」といいます。)は、本規約を誠実に遵守するものとします。

(本規約の範囲)

第2条 本規約は契約者と当社との間における本サービスのご利用に係る条件について適用します。ただし、本規約に定めていない提供条件については、IP 通信網サービス契約約款の第7種ホスティング契約に係る規定の定めるところによります。

(本規約の変更)

第3条 当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

2 当社は、本規約を変更するときは、当社のホームページ(<http://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>)によるほか、当社が別に定める方法により通知します。

(本規約の公表)

第4条 当社は、当社のホームページ(<http://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>)その他当社が別に定める方法により、本規約を公表します。

(定義等)

第5条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
IP 通信網サービス契約約款	当社が別に定める IP 通信網サービス契約約款
第7種ホスティング契約	IP 通信網サービス契約約款第4条2項7の7に規定する第7種ホスティングサービスの提供を受けるための契約
第7種ホスティング契約者	当社と第7種ホスティング契約を締結している者
gTLD	generic Top Level Domain の略で、 ドメイン名の最後が.com/.net/.org/.biz/.infoなどの文字で終わるドメイン名
属性 JPドメイン	末尾が.jpで終わるドメイン名のうち、.jpの前に.co/.orなどの組織属性がついたドメイン名

汎用 JP ドメイン	株式会社日本レジストリサービス(JPRS)が管理する JP ドメイン名の中で組織の種類を表す.co/.or などの組織種別を表記する必要のないドメイン名
レジストリ	ドメイン名の登録申請を受け、データベースの管理やアクセス手段の整備などを行う管理組織。トップレベルドメインごとに 1 つのレジストリが存在する
レジストラ	ドメイン名の登録申請を受け、レジストリに登録申請を仲介する事業者
ICANN	ドメインの標準化や割当てを行う組織
登録情報	該当ドメイン名の登録手続きの際に契約者より当社に提供される全ての情報
登録者	本規約の規定に基づきドメイン提供サービス契約を当社と締結する主体であるとともに、該当ドメイン名を保有する権限を持ちドメイン名の登録情報に「登録者」として指定される者
ドメイン名紛争	登録者によって登録されたドメイン名の登録又は使用に起因する、登録者と第三者との紛争(請求、訴訟等を含む)を指します
消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 契約

(契約の単位)

第6条 当社は、1の第7種ホスティング契約と1の本サービス契約を締結します。

(契約の利用申込)

第7条 本サービスの申込みをするときは、本規約の内容を承諾した上で、当社所定の手続きに従って申込みいただきます。

- 2 申込者は、ドメイン名の選定を申込者の責任において行うものとします。申込者が一度選択し申込みを行ったドメイン名については、いかなる理由があっても変更できないものとします。ドメイン名に関わる紛争については、当社は第29条(免責の承認)に従って免責されるものとします。
- 3 申込者は、契約申込その他事後において当社に提供される情報が正確であることが、本サービスの申込、利用の継続及び提供契約の継続のための必須の要件であること、これに対する違反は、本サービスの申込の承諾及び継続的に利用できるか否かにかかわる重大な要件であることを確認します。

(契約申込の承諾)

第8条 当社が、本サービスの利用申込を承諾した場合は電子メール等により通知します。

- 2 当社は、次の場合には本サービスの利用申込を承諾しないことがあります。申込の承諾後においても、次の事項が判明した場合は、当社は、申込の承諾を取り消すことができるものとします。
 - (1) ドメイン資源管理団体、別紙表2 上位組織に定められた組織(以下「上記組織」といいます。)又はレジストリによりドメイン名の登録が承諾されなかったとき

- (2) 別紙表 1 ドメイン名に定められたドメイン名の種類に記載された取得条件を満たさないとき
 - (3) その他当社の業務遂行上著しい支障があるとき
- 3 当社が申込みを承諾しないときは、当社は申込者に対しその旨を通知します。

(契約期間)

第 9 条 本サービスの契約期間は、当社を通じてレジストラによりドメイン名が登録され、当社にその事実が登録された日、もしくは当社所定のレジストラ変更を通じて、他レジストラもしくは第三者から当社へ管理移管が行われ、当社にその事実が登録された日(以下「契約起算日」といいます。)から別紙表 3 料金表、別紙表4レジストラの変更における契約期間 に定められた契約期間とします。

- 2 当社は、契約満了日の 30 日前に相当する日(以下「更新処理日」といいます。)の前日までに契約者から契約解除の申請がない限り、更新処理日において、本サービスの契約期間を別紙表 3 料金表 または、別紙表4 レジストラの変更における契約期間 の定めるところに従い更新し、該当ドメイン名の契約更新料をご請求します。

(届出事項の変更)

第 10 条 契約者は、契約申込の際、又はその後当社に届け出た内容に変更が生じたときは、遅滞なく、その旨を当社に届け出るものとします。

- 2 当社は、契約者の登録情報が不正確もしくは不十分であった場合、又は必要書類の提出をしなかった場合など、契約者の責めに帰すべき事由に基づき登録情報を変更できなかった場合、これに基づき発生した損害に対して一切その責任を負いません。
- 3 契約者は、登録情報の変更に係わる各種手続きに必要な提出書類の取得、及びそれに関する費用を負担するものとします。
- 4 当社は、登録されている連絡先が有効なものでない場合、又は契約者が連絡先情報の提供を拒んでいる場合、その不達に起因して発生した損害について、一切その責任を負いません。

(権利の譲渡の禁止)

第 11 条 契約者は、本契約上の権利もしくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡もしくは貸与し、又は担保に供してはならないものとします。

(契約者が行う契約の解除)

第 12 条 契約者は、以下の各号のいずれかに該当する場合に、本契約の解除をすることができます。

- (1) ドメイン名の有効期限を解約日として、解約日より 31 日前までに事前通知を行った場合
 - (2) 第 17 条(レジストラの変更)に従って、レジストラを第三者に変更する場合
- 2 当社は、前項の規定により本契約が解除された場合、ドメイン名の更新は行いません。契約の解除後、当社の責に帰さない事由により、第三者への該当ドメイン名の移管が完了していない場合は、ドメイン名の有効期間中であっても、当社は該当ドメイン名の登録の削除を行います。
- 3 申込者は、本人確認のための資料、その他当社が本契約締結のために必要と定めた資料・情報について、当社

から提示又はその写しの提出等を求められた場合は、速やかにこれに応じるものとします。

- 4 当社は、前項に定める資料・情報の提出等がなされない場合でも、本契約を解除することがあります。
- 5 契約者は、本契約の解除が完了するまでの間に該当ドメイン名の更新日 または レジストラの変更における契約期間を越えた場合は、別紙表 3 料金表に定められた契約更新料の支払を要します。
- 6 当社は、契約の解除に伴い発生するいかなる損害についても、一切その責任を負わないものとします。

(当社が行う契約の解除)

第 13 条 当社は、契約者が本規約及び第 7 種ホスティング契約の規定に違反したときは、本契約を解除することがあります。

2 当社は、第 20 条(利用停止)に基づき本サービスの利用を停止した場合、停止の日から 14 日以内に停止の原因となった事由が解消されない場合、本契約を解除することがあります。

3 当社は、契約者が当社へ本契約の解除の通知を行うことなく、その契約に係る第 7 種ホスティング契約の解除を行いその事実を当社が知りえた場合は、本契約を解除します。

4 契約者は、本契約の解除が完了するまでの間に該当ドメイン名の更新日を越えた場合は、別紙表 3 料金表に定められた契約更新料の支払を要します。

5 当社は、前項までの定めにより、本契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合及び 3 項の適用を受ける場合は、この限りではありません。

6 当社は、前項までの規定による本契約の解除により生じた損害に対し、一切その責任を負いません。

第 3 章 料金等

(料金の支払義務)

第 14 条 契約者は、当社に対して、別紙表 3 料金表に定められた料金の支払を要します。なお、本規約に定めていない料金の取扱いについては、当社の IP 通信網サービス契約約款によるものとします。

(料金の支払)

第 15 条 当社は、第 7 種ホスティング契約及び本サービス契約に係る料金について、当社からあわせて請求するものとします。

第 4 章 サービス

(サービスの内容及び提供方法)

第 16 条 本サービスの内容は、契約者がインターネットにおける別紙表 1 ドメイン名の種類に定められたドメイン名の登録及びそのドメイン名の維持管理機能の提供とします。

2 当社は、上位組織へ申込者のドメイン名登録を行うサービスを提供します。

3 本サービスのドメイン名の取得及び維持管理については、株式会社エヌ・ティ・ティ ピー・シー コミュニケーションズ(以下「NTTPC」といいます。)により行うものとします。

(レジストラの変更)

第 17 条 契約者は、上位組織の定める手続きに従い、かつ当社がレジストラの変更申込を承諾した場合、ドメイン名を他のレジストラの管理に移すことができます。この場合、当社へレジストラ変更の連絡を行い、当社所定の手続きを行うことにより、契約を終了するものとします。ドメインの種類により、別紙別記 1 レジストラの変更に従って手続きを行うものとします。

2 申込者は、上位組織の定める手続きに従い、当社所定の方法でレジストラの変更申込を行うことができます。ドメイン名の種類により、レジストラ変更時の条件は別紙別記 1 レジストラの変更によります。

3 当社は、契約者のレジストラ変更の要求に対して、契約者が支払いを行っていない場合、もしくは契約者が所有しているドメイン名が紛争中の場合にはレジストラの変更を承諾しません。

※本規約でいうレジストラの変更には、リセラの変更も含まれます。

※本規約でいうレジストラとは、汎用 JP ドメイン及び属性 JP ドメインでは、指定事業者を指します。

(ドメイン名の変更)

第 18 条 契約者は、属性 JP ドメインについては、上位組織の定める手続きに従い、当社所定の方法で、登録したドメイン名の変更申込みを行うことができます。なお、変更前の属性 JP ドメインについては、上位組織の定める上位規約に従い、抹消されます。

(ドメイン名の登録の停止・取消等)

第 19 条 契約者は、上位組織、レジストリ又は当社が、下記の場合において契約者のドメイン名登録を停止、抹消、取消、移転、修正する権利を保持することを承諾します。

(1) ドメイン資源管理団体の定めたポリシーに基づく手続きによる場合

(2) ドメイン名登録を停止、抹消、取消、移転、修正する、各国(日本又は米国に限らない)の法的な根拠がある場合

(3) 上位組織及びその他レジストラ(ドメイン名の登録申請を受け付ける組織)、レジストリの管理者により、あらゆる種類のエラーを修正する場合

(4) ドメイン名に関する紛争を解決する場合

(5) 契約者が紛争処理方針をはじめとする上位規約に違反し上位組織、レジストリ又は当社による注意にても違反を是正しない場合

2 契約者は、レジストラの変更に伴う場合を除き、当社との契約が終了した場合には、当社がドメイン名登録を抹消することを承諾します。

(利用停止)

第 20 条 当社は、契約者が本規約を遵守しない場合又はその合理的な疑いがあると判断される場合、当社は事前の通知なく、本サービスの全部もしくは一部の利用を停止し、あるいは停止のために必要な措置を取ることができるものとします。

(サービスの終了)

第 21 条 当社は、上位組織及び業務提携先の解散、消滅、上位組織のドメイン登録サービスの終了、あるいは上位組織及び業務提携策と当社との契約の終了等本サービスの提供が困難となった場合、本サービスを終了することがあります。

2 契約者は、本サービスが終了する場合、法令及び上位規約が定める規約等で許容される方法により、所有するドメイン名の使用の継続又は登録の抹消等に関して、契約者の責任において所定の手続を行っていただきます。契約者は、これら所定の手続を自らが行わないときは契約者の意思に反して、そのドメイン名及び契約者に関する情報の登録がそのまま継続され、又はこれらの登録が抹消される場合があることを予め承諾するものとします。

3 当社は、本サービスを終了する場合、終了する 3 ヶ月前までにその旨を当社ホームページへの公開及び電子メール等、当社所定の方法で通知します。ただし、この通知が到達しない場合であっても、本サービスの終了の効果に影響を与えないものとします。

4 当社は、前 3 項の規定による本サービスの提供の終了により生じた損害に対し、一切の責任を負いません。

第 5 章 損害賠償

(責任の制限)

第 22 条 当社は、契約者が本サービスの利用に関して情報等が破損または滅失したことによる損害、もしくは契約者が本サービスから得た情報等に起因して生じた損害について、その原因の如何によらず、一切の賠償の責任を負わないものとします。

2 当社の責めに帰すべき理由により、契約者に対し、別紙別記 2 オプションサービスを提供しなかったときは、契約者がオプションサービスを利用できないことを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

3 前項の場合において、当社は、別紙別記 2 オプションサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24 時間の倍数である部分に限り)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するオプションサービスの利用料金を発生した損害とみなし、その額を上限として賠償とすることとします。

4 前項までの規定に関わらず、当社が責任を負担することになった場合における当社の責任範囲は、いかなる場合においても、契約者が本サービス及びオプションサービスに関して当社に既に支払った該当契約期間の料金の総額を超えないものとします。

5 本条の規定は、当社に、故意又は重大な過失があった場合には適用しません。

第 6 章 契約者の義務

(禁止事項)

第 23 条 本サービスの利用に関する禁止事項については、IP 通信網サービス契約約款の第 7 種ホスティング契約に係る規定の定めるところによります。

(電子メールによる応答義務)

- 第 24 条 契約者は、当社、上位組織又はレジストリからの通知、連絡が確実に契約者の下に到着し、それに対する応答が速やかに行える状態にあることが、本サービスの利用の継続及び本サービス提供のための必須の要件であること、これに対する違反は本サービスを継続的に利用できるか否かにかかわる重大な要件であることを承諾します。
- 2 契約者は、常に当社、上位組織又はレジストリからの電子メールが、契約者の下に確実に到達しうるようにし、それに対して遅滞なく応答をおこなうこととします。

(必要情報の提示)

- 第 25 条 当社は契約者に対し、本サービスを提供する上で必要となる情報を提示いただきます。契約者が該当情報を提示しないときは、契約の更新を行わない場合があります。
- 2 契約者は、本サービス利用のために当社に提供した全ての情報を正確かつ最新のものに保つものとします。

(契約者による表明・保証)

- 第 26 条 契約者は、本サービスの利用に関して、次以下の各号の事項に関して表明しこれを保証するものとします。
- (1) ドメイン名あるいはその使用態様が、直接的間接的を問わず第三者の法的権利を侵害するものでないこと
- (2) 契約者によるドメイン名の登録及び契約者によるドメイン名の使用が、適用されるすべての法に対して常に適法であること
- 2 契約者は、ドメイン名紛争が発生した場合、当該紛争に関し、当社、上位組織及びレジストリを免責し、当該紛争に当社、上位組織及びレジストリを巻き込んではいならないものとします。
- 3 契約者は、契約者の登録したドメイン名に関して、第三者と当社、上位組織又はレジストリとの間に紛争が発生した場合には、当社、上位組織又はレジストリを擁護し、免責しなければならないものとします。

(ドメイン資源管理団体の規約等の遵守義務)

- 第 27 条 当社は、この利用規約の一部を構成する Internet Corporation for Assigned Names and Numbers (以下「ICANN」といいます。)及び社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(以下「JPNIC」といいます。)(以下 ICANN と JPNIC をあわせて「ドメイン資源管理団体」といいます。)の定めるガイドライン及び、紛争処理方針その他これに付随する規則を遵守する個人及び法人に対してのみ本サービスを提供します。
- 2 契約者は、ドメイン資源管理団体が必要に応じていつでも紛争処理方針及び付随する規則を変更できる権限を持つことを承諾するものとします。紛争処理方針及び付随する規則の変更後に契約者が契約者のドメイン名を継続して使用することは、その変更を承諾したものとします。
- 3 契約者は、第三者が契約者のドメイン名に対し異議を申し立てたときにはその時点において効力のある紛争処理方針の規定に従うものとします。
- 4 ドメイン資源管理団体及び上位組織が採用するポリシー、ガイドライン、規約、規則、指針、その他の取り決め(以下「上位規約」といいます。)は、利用規約に優先する効力を持つものとし、契約者は上位規約を遵守するも

のとします。

第7章 付則

(登録情報の開示)

第28条 契約者は、ドメイン資源管理団体、上位組織又はレジストリ、もしくはドメイン資源管理団体あるいは各国の法律等が要求又は許可した第三者が、契約者の提供したドメイン名登録に関する情報を開示すること又は利用することを承諾するものとします。

2 契約者は、上位組織が第三者に対して開示することが許される、もしくは開示しなければならない情報についての条件をドメイン資源管理団体が定めること及びドメイン資源管理団体がそれらを変更することができることを承諾します。

3 契約者は、当社が本サービスの提供に必要な範囲において、委託先に契約者の情報を提供することを承諾します。

(免責の承認)

第29条 契約者は、本サービスが「現状有姿」(“as is” basis)、あるいは「利用可能時点」(“as available” basis) という基準のもとに提供されるものであることに同意します。

2 本規約において当社が認める第22条(責任の制限)の範囲以外は、本サービスを提供する上位組織あるいは関連するそれ以外のいかなるサービス提供事業者も、明示あるいは黙示を問わず、以下を保証するものではありません。

- (1) 本サービスの商業的な利用可能性
- (2) 本サービスの特定の目的への適合性
- (3) 本サービスの第三者の権利の非侵害

3 本サービスは、契約者に対して、本サービスの利用が妨げられないこと、本サービスが適時に受けられるものであること、安全であること、あるいはエラーが生じないものであることを保証するものではありません。

4 当社は本サービスを前項の免責を前提にして提供するものであり、前項の免責に同意しない契約者に対して、本サービスを提供するものではありません。

(契約者情報の取扱い)

第30条 契約者は、本サービスを提供する目的で、当社とNTTPCとの間でサービス提供に関わる事項を相互に通知することを、承諾していただきます。

(個人情報の取扱い)

第31条 当社は、本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、当社が別に定めるところによります。

2 当社は、当社が保有している個人情報について、契約者から請求があったときは、原則として開示をします。

3 契約者は、前項の請求をし、その個人情報の開示(該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを

含みます。)を受けたときは、当社が別に定める手数料の支払いを要します。

ドメイン提供サービス 別紙

別記 1 レジストラの変更

1. gTLD について

- (1) 契約者は、JPRS によるドメイン名の最初の登録から 60 日間はレジストラを変更することはできません。最初の登録から 61 日目以後、当初のレジストリの定める手続きに従ってドメイン名を他のレジストラに移すことができます。この場合、当社へレジストラの変更の連絡を行い、当社所定の手続きを行うことにより、契約を終了することとします。
- (2) 他社から当社へのレジストラの変更を行う場合において、本サービスにおける契約期間は、レジストラにおけるドメイン名の期限と関係なく、契約起算日から 1 年間とします。レジストラの変更以外で、当社との契約を終了する場合には、本サービスの契約終了時に、レジストラにおけるドメイン名の登録期限も終了し、ドメイン名登録は抹消されます。
- (3) レジストラの変更をお申込みいただくときは、AuthCode を、変更前のレジストラに確認してください。
- (4) レジストラの変更をお申込みいただくときは、トランスファーロックがかかっているかを、変更前のレジストラにご確認ください。なお、トランスファーロックがかかっている場合は、事前にトランスファーロックを外す手続きを、変更前のレジストラに行ってください。

2. 汎用 JP ドメイン、属性 JP ドメインについて

- (1) 他社から当社へレジストラの変更を行う場合、本サービスにおける契約期間は、契約起算日から、JPRS における該当ドメイン名の期限とします。
- (2) レジストラの変更を行ったドメイン名は、契約期間満了から、1 年間の更新意思があるものとして取り扱いますが、契約期間満了 31 日前までは、当社所定の方法により更新の意思を変更することができます。ただし、該当ドメインが契約期間満了まで 31 日に満たない場合は、契約を更新します。
- (3) 同一の登録者番号で複数の汎用 JP ドメインを管理している場合、一括して該当ドメインを移管することはできません。変更前のレジストラにて登録者番号を分割した上で、レジストラの変更をお申込みください。
- (3) 属性 JP ドメインでレジストラの変更をお申込みいただくときは、「登記簿謄本の写し」が必要となる場合があります。

別記 2 オプションサービス

1. DNS について

当社は、ドメイン名取得時において、プライマリサーバ、セカンダリサーバ各 1 について、当社の指定するサーバを無償で提供します。ただし、この場合のネームサーバに設定を行う内容は、本サービスで使用するドメイン名及び第 7 種ホスティング契約にて当社が指定する IP アドレスに限ります。ただし、取得ドメインが汎用 JP ドメインの場合で、登録文字が 2 バイトコード文字を含む場合には当社のネームサーバは利用できません。

表 1 ドメイン名の種類

ドメイン種類	ドメイン名	取得条件
gTLD (ジェネリック・トップレベル・ドメイン)	.com, .net, .org, .biz, .info	商用利用目的であり、売買、貸与目的でないこと(.biz)
汎用 JP ドメイン	.jp	
ccTLD (国別トップレベルドメイン)	.bz, .cc, .in, .sc, .tv, .tw, .vc	
sTLD (スポンサー付きトップレベルドメイン)	.mobi	携帯端末向けサイトであること
属性 JP ドメイン	<ul style="list-style-type: none"> ・AC ドメイン名 ・CO ドメイン名 ・GO ドメイン名 ・OR ドメイン名 ・NE ドメイン名 ・GR ドメイン名 ・ED ドメイン名 ・一般地域型ドメイン名 ・地方公共団体ドメイン名 	JPRS の定める規則による

表 2 上位組織

上位組織とは、以下の組織を指します。

GMO インターネット株式会社	ICANN より認定を受けた.bz, .cc, .sc, .tv, .tw, .vc, .mobi を取り扱うレジストラ、日本人
Verisign	ICANN より認定を受けた .com, .net, .bz, .cc, .tv を管理するレジストラ
株式会社日本レジストリサービス (JPRS)	JP ドメイン名の登録管理業務などの関連する業務を行う会社、ICANN より認定を受けた.com, .net, .org, .biz, .info を取り扱うレジストラ
PIR	ICANN より認定を受けた.org を管理するレジストラ
NeuLevel, Inc.	ICANN より認定を受けた.biz を管理するレジストラ
Afilias Ltd.	ICANN より認定を受けた.info, .sc, .vc を管理するレジストラ
Council of Country Code Administrators Ltd. (CoCCA)	ICANN より認定を受けた.cx を管理するレジストラ
Taiwan Network Information Center (TWNIC)	ICANN より認定を受けた.tw を管理するレジストラ
mobile Top Level Domain Ltd.(mTLD)	ICANN より認定を受けた.mobi を管理するレジストラ
.IN Registry	ICANN より認定を受けた.in を管理するレジストラ
Key-Systems GmbH	ICANN より認定を受けた.in を管理するレジストラ

表3 料金表

ドメイン更新料

ドメイン種別	契約期間	申請期限	契約更新料
gTLD	1年間	契約期間満了日の31日前	2,800円 (税込 3,024円)
汎用JPドメイン	1年(ただし、初年度は申込日の月から翌年対応月末日までとする)		4,500円 (税込 4,860円)
属性JPドメイン			5,000円 (税込 5,400円)

表4 レジストラの変更における契約期間

変更元レジストラでの登録期限が31日未満の場合、申込みを受理しないことがあります。更新等の手続きについては、該当プランの料金表に記載の期限と同じものとします。

ドメイン種別		契約期間
gTLD	レジストラ変更	契約起算日より1年間
汎用JPドメイン	指定事業者変更	JPRSにおけるドメイン名期限
	ドメイン名移転	契約起算日より1年間
属性JPドメイン	指定事業者変更	JPRSにおけるドメイン名期限

附則(平成23年3月29日 NOS001330号)

本規約は、平成23年3月29日から実施します。

附則(平成23年4月12日 NOS100021号)

本規約は、平成23年4月14日から実施します。

附則(平成23年4月21日 NOS100038号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成23年4月21日から実施します。

(経過措置)

2 平成23年4月21日から平成23年6月30日までの間に、本サービス契約の申込みを当社が承諾し、平成23年8月31日までにその利用が開始された場合は、表3料金表に規定するドメイン登録の新規登録料及びレジストラ変更に係る手数料を適用しません(当社が別に定める場合を除きます。)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおとりとします。

附則(平成 23 年 6 月 28 日 NOS100209 号)

(実施期日)

1 この附則は、平成 23 年 6 月 30 日から実施します。

(その他)

2 NOS 第 100038 号(平成 23 年 4 月 21 日)の附則中、「平成 23 年 6 月 30 日まで」を「平成 23 年 9 月 30 日まで」に、「平成 23 年 8 月 31 日まで」を「平成 23 年 11 月 30 日まで」に改めます。

附則(平成 23 年 10 月 11 日 AC ア第 100320 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 23 年 10 月 11 日から実施します。

(経過措置)

2 平成 23 年 10 月 11 日から平成 23 年 10 月 31 日までの間に、本サービス契約の申込みを当社が承諾し、平成 23 年 12 月 28 日までにその利用が開始された場合は、表 3 料金表に規定するドメイン登録の新規登録料及びレジストラ変更に係る手数料を適用しません(当社が別に定める場合を除きます。)

3 平成 23 年 10 月 11 日から平成 23 年 10 月 31 日までの間に、本サービス契約の申込みと「おまかせ！ホームページ制作更新パック」利用規約に基づくサービスの申込みを当社が合わせて承諾し、平成 23 年 12 月 28 日までにその利用が開始された場合は、表 3 料金表に規定するドメイン登録の新規登録料及びレジストラ変更に係る手数料は適用しません。また当該契約者が「おまかせ！ホームページ制作更新パック」を契約している間はドメイン契約更新料を適用しません(当社が別に定める場合を除きます。)

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。

5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおとりとします。

附則(平成 23 年 10 月 30 日 AC ア 100424 号)

(実施期日)

1 この附則は、平成 23 年 10 月 31 日から実施します。

(その他)

2 AC ア第 100320 号(平成 23 年 10 月 11 日)の附則中、「平成 23 年 10 月 31 日まで」を「平成 23 年 11 月 30 日まで」に、「平成 23 年 12 月 28 日まで」を「平成 24 年 1 月 31 日まで」に改めます。

附則(平成 23 年 11 月 28 日 AC ア 100588 号)

(実施期日)

1 この附則は、平成 23 年 11 月 30 日から実施します。

(その他)

2 ACア第100320号(平成23年10月11日)の附則中、「平成23年10月31日まで」を「平成23年12月28日まで」に、「平成23年12月28日まで」を「平成24年2月29日まで」に改めます。

附則(平成24年1月28日 ACア100949号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成24年2月1日から実施します。

(経過措置)

2 平成24年2月1日から平成24年6月29日までの間に、本サービス契約の申込みを当社が承諾し、平成24年8月31日までにその利用が開始された場合は、表3料金表に規定するドメイン登録の新規登録料及びレジストラ変更に係る手数料を適用しません(当社が別に定める場合を除きます。また、「おまかせ！ホームページ制作更新パック」を同時に申し込まれた場合を除きます。)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおとりとします。

附則(平成24年4月20日 ACア200085号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成24年4月23日から実施します。

(経過措置)

2 平成24年4月23日から平成24年6月29日までの間に、本サービス契約の申込みと「おまかせ！ホームページ制作更新パック」利用規約に基づくサービスの申込みを当社が合わせて承諾し、申込み日の翌々月末までにその利用が開始された場合は、表3料金表に規定するドメイン登録の新規登録料及びレジストラ変更に係る手数料は適用しません(当社が別に定める場合を除きます。)

附則(平成24年6月28日 ACア200483号)

(実施期日)

1 この附則は、平成24年6月29日から実施します。

(その他)

2 ACア200085号(平成24年4月20日)の附則中、「平成24年6月29日まで」を「平成24年9月21日まで」に改めます。

附則(平成24年7月26日 ACア200616号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成24年8月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 平成 24 年 8 月 1 日から平成 24 年 12 月 28 日までの間に、本サービス契約の申込みを当社が承諾し、平成 25 年 1 月 31 日までにその利用が開始された場合は、表3料金表に規定するドメイン登録の新規登録料及びレジストラ変更に係る手数料を適用しません(「おまかせ！ホームページ制作更新パック」を同時に申し込まれた場合及び当社が別に定める場合を除きます。)

附則(平成 24 年 10 月 19 日 ACア 201087 号)

(実施期日)

- 1 この改正規約は、平成 24 年 10 月 24 日から実施します。

(その他)

- 2 「Biz ホスティング メール&ウェブ エコノミー ドメイン提供サービス」を、「Biz メール&ウェブ エコノミー ドメイン提供サービス」に改めます。

また、改正前の『「Biz ホスティング メール&ウェブ エコノミー ドメイン提供サービス」利用規約』を、『「Biz メール&ウェブ エコノミー ドメイン提供サービス利用規約」』に改めます。

附則(平成 25 年 2 月 1 日 ACア 201674 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 2 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 平成 25 年 2 月 1 日から平成 25 年 6 月 28 日までの間に、本サービス契約の申込みを当社が承諾し、平成 25 年 7 月 31 日までにその利用が開始された場合は、表3料金表に規定するドメイン登録の新規登録料及びレジストラ変更に係る手数料を適用しません(「おまかせ！ホームページ制作更新パック」を同時に申し込まれた場合及び当社が別に定める場合を除きます。)

附則(平成 25 年 7 月 26 日 ACア 300522 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 8 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 平成 25 年 8 月 1 日から平成 25 年 12 月 27 日までの間に、本サービス契約の申込みを当社が承諾し、平成 26 年 1 月 31 日までにその利用が開始された場合は、表3料金表に規定するドメイン登録の新規登録料及びレジストラ変更に係る手数料を適用しません(「おまかせ！ホームページ制作更新パック」を同時に申し込まれた場合及び当社が別に定める場合を除きます。)

附 則(平成 25 年 12 月 26 日 ACサ 301067 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 12 月 28 日から実施します。

(経過措置)

- 2 平成 25 年 12 月 28 日から平成 26 年 9 月 30 日までの間に、第1種ホスティング契約者の内、メール・ウェブホスティングサービスの利用者から第7種ホスティングサービスの申込があった場合であって当社がその申し込みを承諾し、その設定の完了が平成 26 年 9 月 30 日までに行われるとき(契約者の責めによらない理由により利用を開始できなかったときはこの限りではありません。)は、表3料金表に規定するドメイン登録の新規登録料及びレジストラ変更に係る手数料を適用しません。

附 則(平成 26 年3月1日 ACサ 301330 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 26 年3月1日から実施します。

附 則(平成 26 年3月 11 日 AC企第 300165 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 26 年4月1日から適用します。

(経過措置)

- 2 平成 26 年4月1日施行の「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」に定める経過措置が適用される場合があります。経過措置が適用された場合には、消費税等相当額は変更前の税率により計算しご請求させていただきます。

附 則(平成 28 年 10 月 14 日 ACサ 00097264 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 28 年 10 月 16 日から実施します。